

墨田区の教育・保育の現状と区域の考え方

子育て計画課

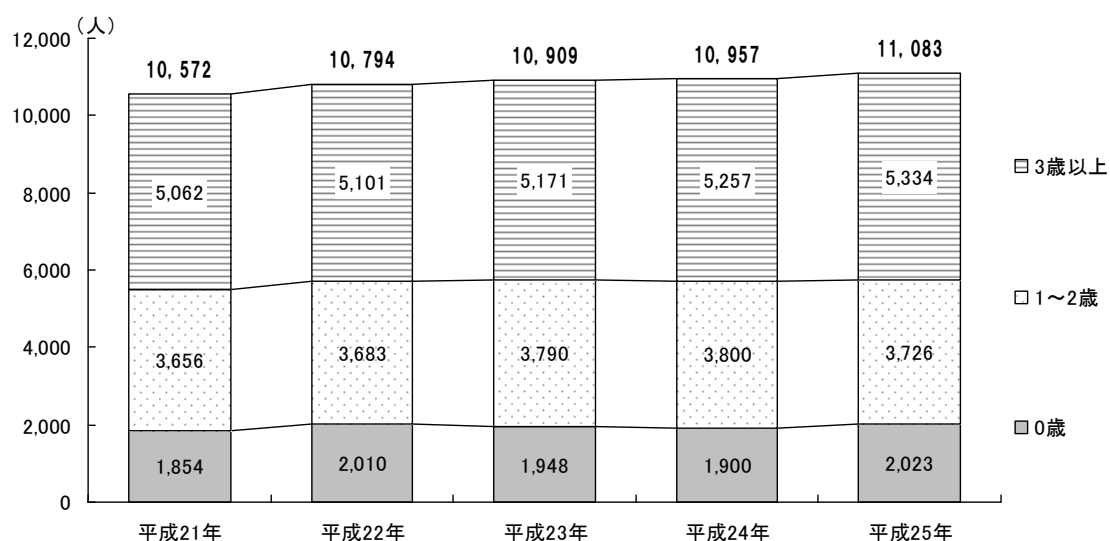
目 次

1 墨田区の児童数の推移.....	1
2 教育・保育施設の推移.....	2
(1)教育・保育施設の現状	2
(2)教育・保育施設の利用の推移	6
(3)保育所待機児童数の推移.....	8
3 墨田区の教育・保育提供区域の考え方について（案）	10
(1)基本指針（案）における教育・保育提供区域	10
(2)墨田区の子ども・子育て支援事業と教育・保育提供区域の考え方（案）	11

1 墨田区の子童数の推移

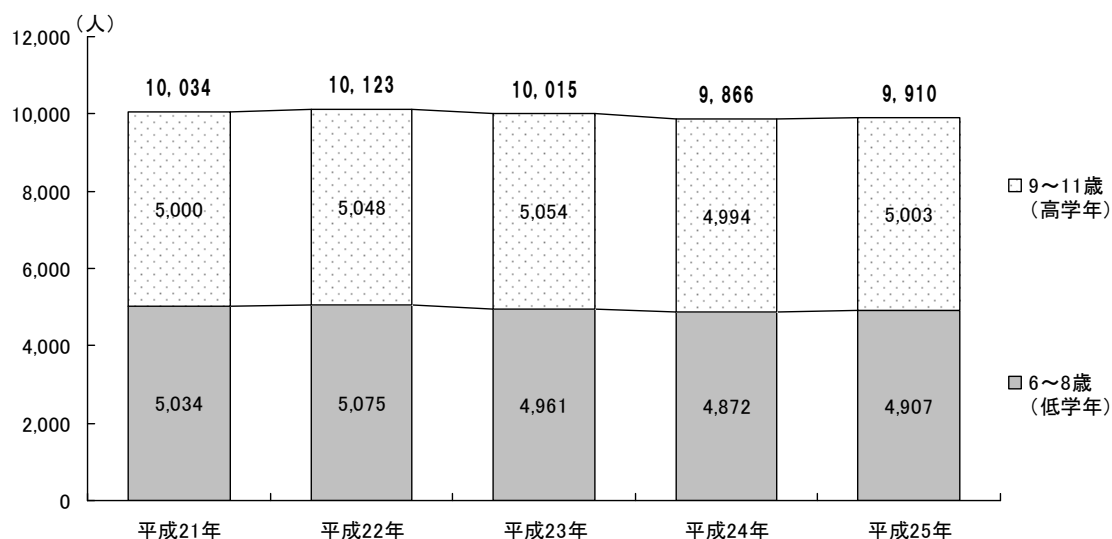
(各年4月1日現在の住民基本台帳人口 外国人は含まない)

図表 1 子童数の推移(0～5歳)



(人)	21→22年	22→23年	23→24年	24→25年
0歳	156	-62	-48	123
1～2歳	27	107	10	-74
3歳以上	39	70	86	77
就学前合計	222	115	48	126

図表 2 子童数の推移(6～11歳)



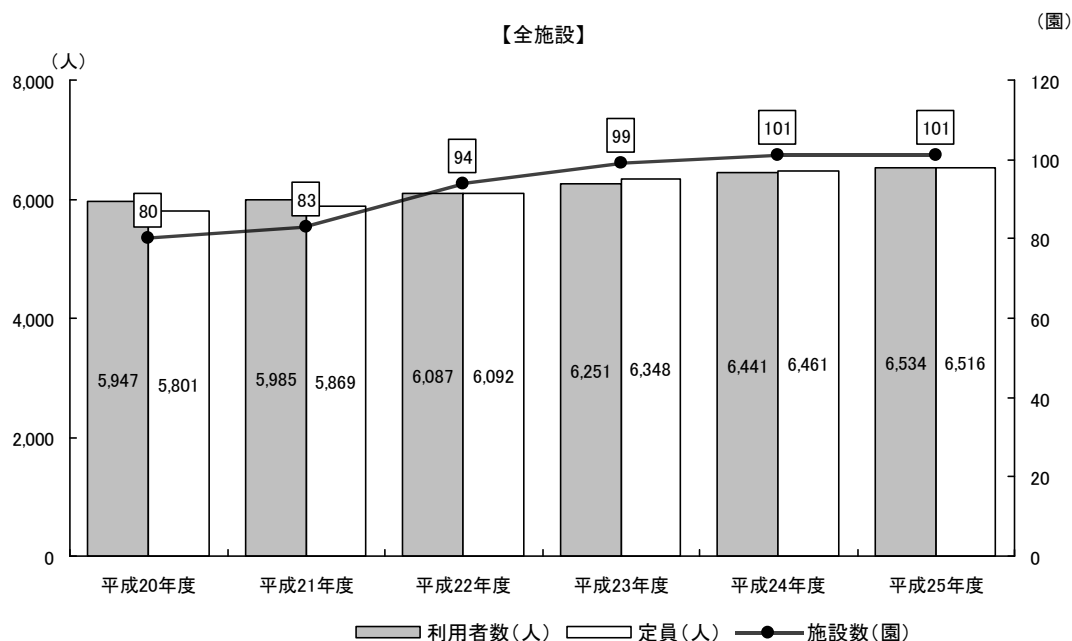
(人)	21→22年	22→23年	23→24年	24→25年
6～8歳(低学年)	41	-114	-89	35
9～11歳(高学年)	48	6	-60	9
小学生合計	89	-108	-149	44

2 教育・保育施設の推移

(各年4月1日現在・幼稚園のみ5月1日現在)

(1) 教育・保育施設の現状

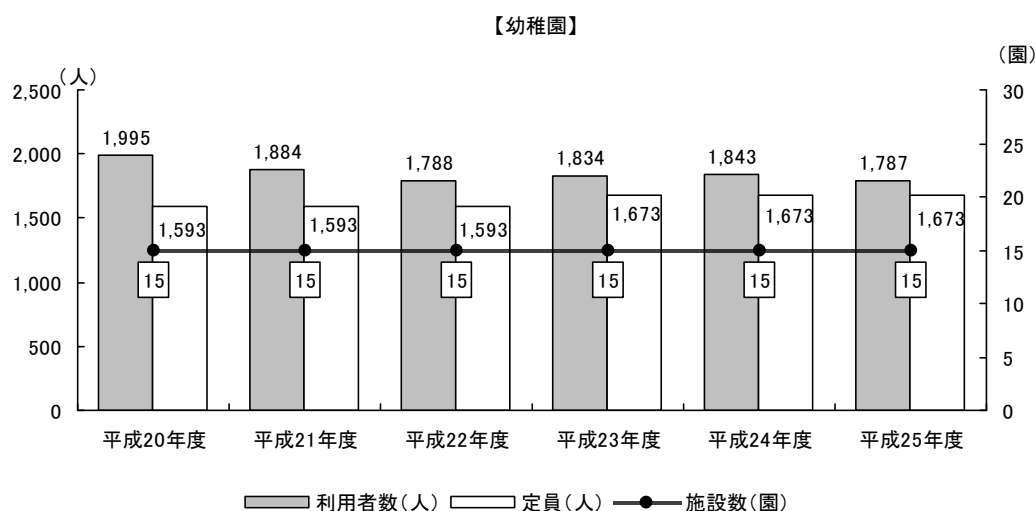
図表 3 教育・保育施設の定員・利用者数・施設数の推移



注：家庭的保育、定期利用、グループ保育含む 定期利用はおひさま保育室（定員20人）、墨田みどり保育園（定員5人）は含まない 施設数は便宜上、家庭的保育者1名を1施設（園）としてカウント

① 幼稚園

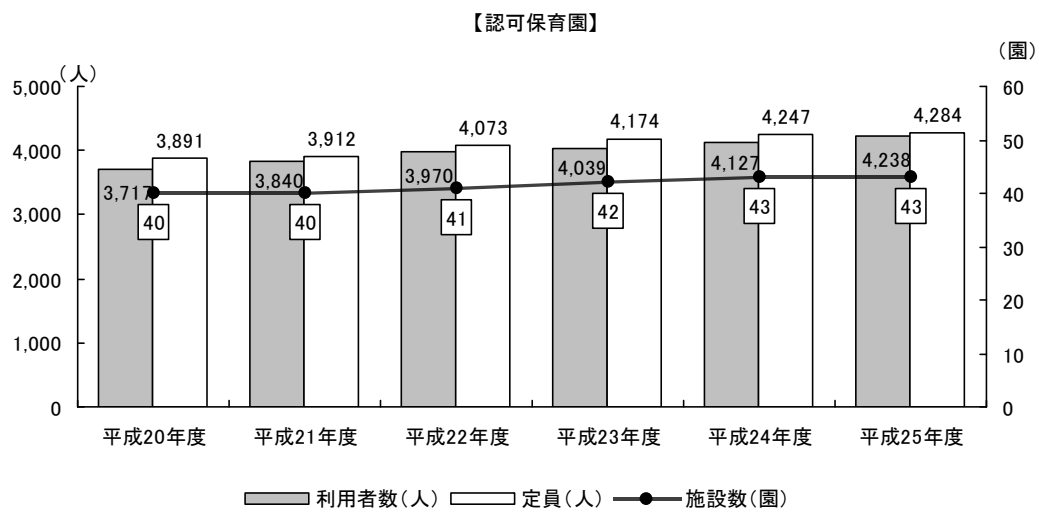
図表 4 幼稚園の定員数・利用者数・施設数の推移



注：利用者数は区内幼稚園在園数（墨田区外在住児含む、墨田区民で区外幼稚園在園児を除く）

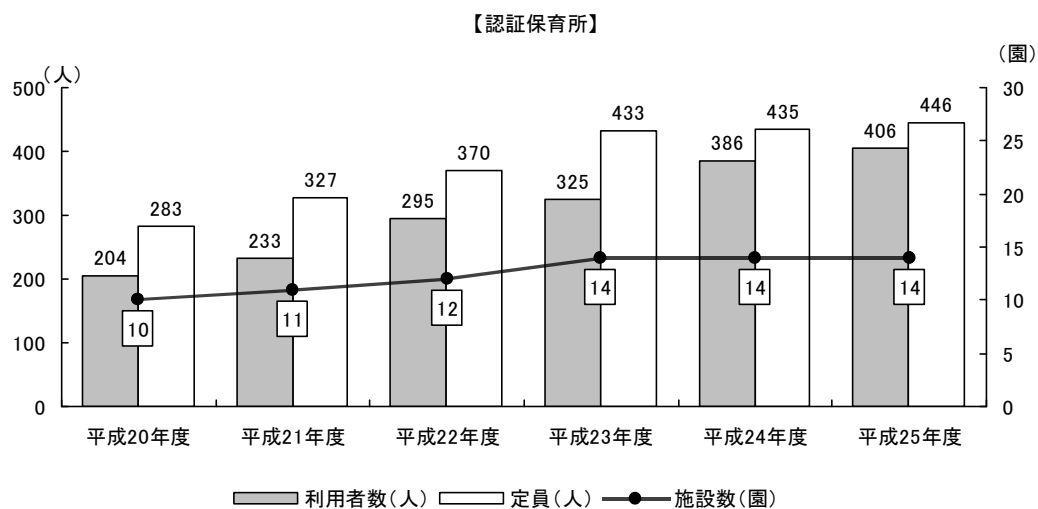
② 認可保育園

図表 5 認可保育園の定員・利用者数・施設数の推移



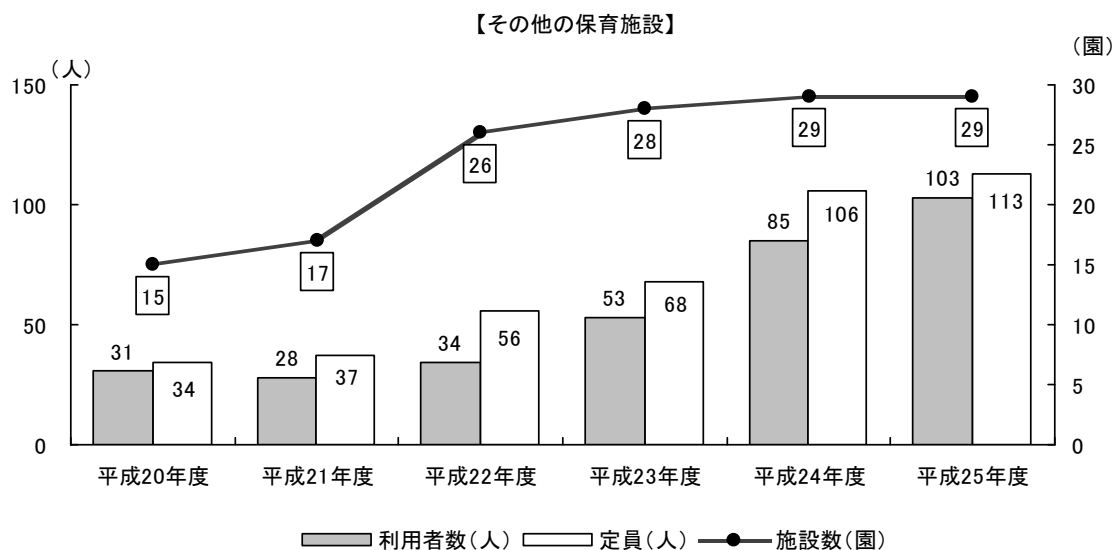
③ 認証保育所

図表 6 認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移



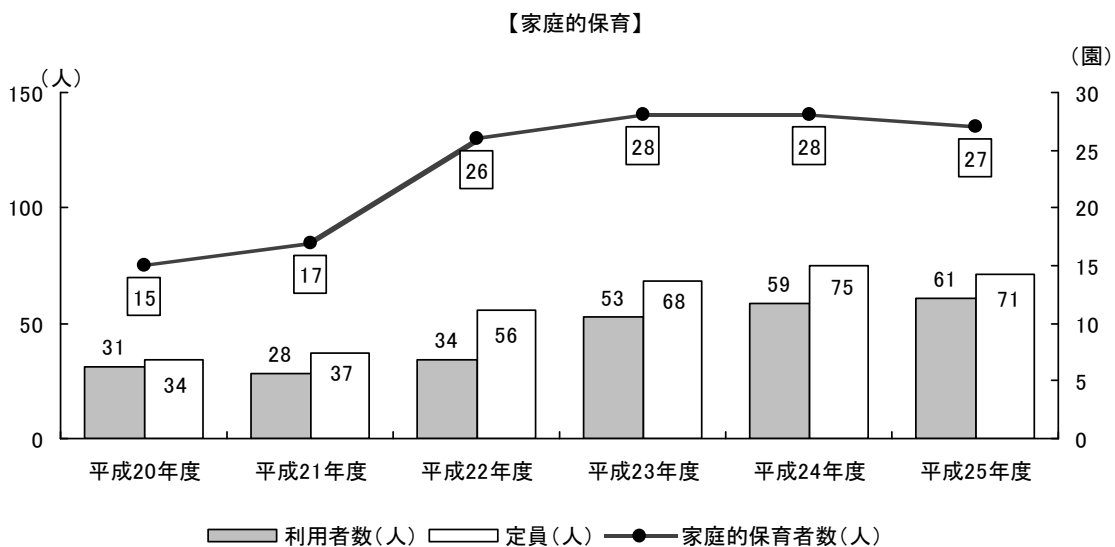
④ その他の保育施設

図表 7 その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移



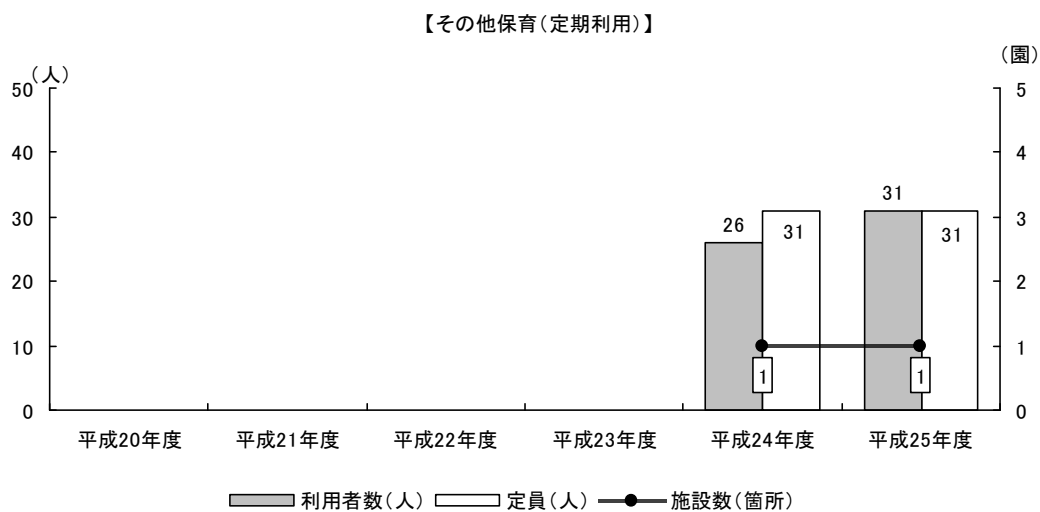
④-1 家庭的保育

図表 8 家庭的保育の定員・利用者数・家庭的保育者数の推移



④-2 定期利用保育

図表 9 定期利用保育の定員・利用者数・施設数の推移



注：両国子育てひろば（H24. 4. 1～ 定員 31 人）を含む

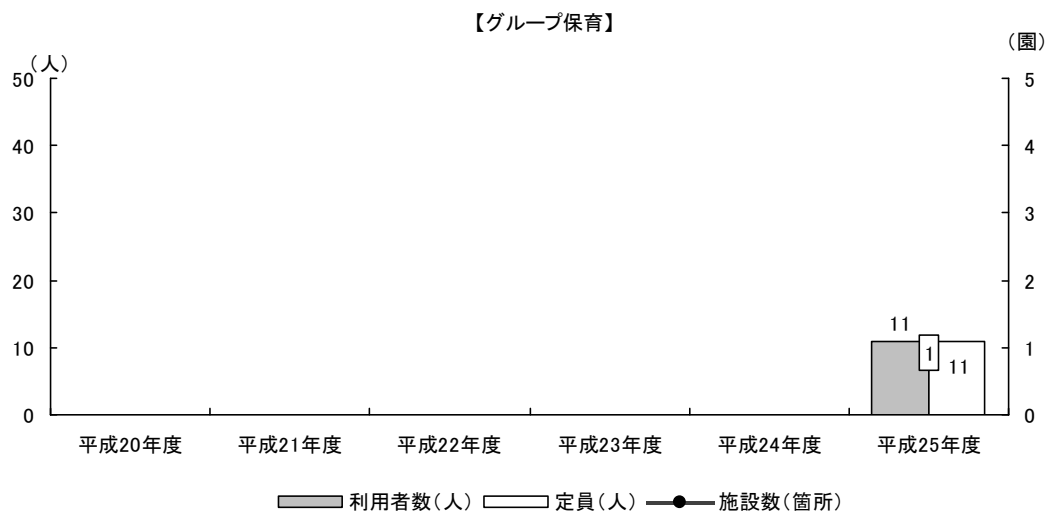
以下は平成 25 年度 4 月 2 日以降開設のため、数値に反映されていない

おひさま保育室 H25. 10. 1～ 定員 20 人

墨田みどり保育園 H25. 12. 1～ 定員 5 人

④-3 グループ保育

図表 10 グループ保育の定員・利用者数・施設数の推移



注：ぶどうの木（H24. 6. 16～ 定員 11 人）

八広ぶどうの木（H25. 11. 1～ 定員 15 人）は平成 25 年度 4 月 2 日以降開設のため、数値に反映されていない

(2) 教育・保育施設の利用の推移

(認可保育園・認証保育所(小規模保育含む)・家庭的保育事業・幼稚園)

図表 11 教育・保育施設の利用の推移

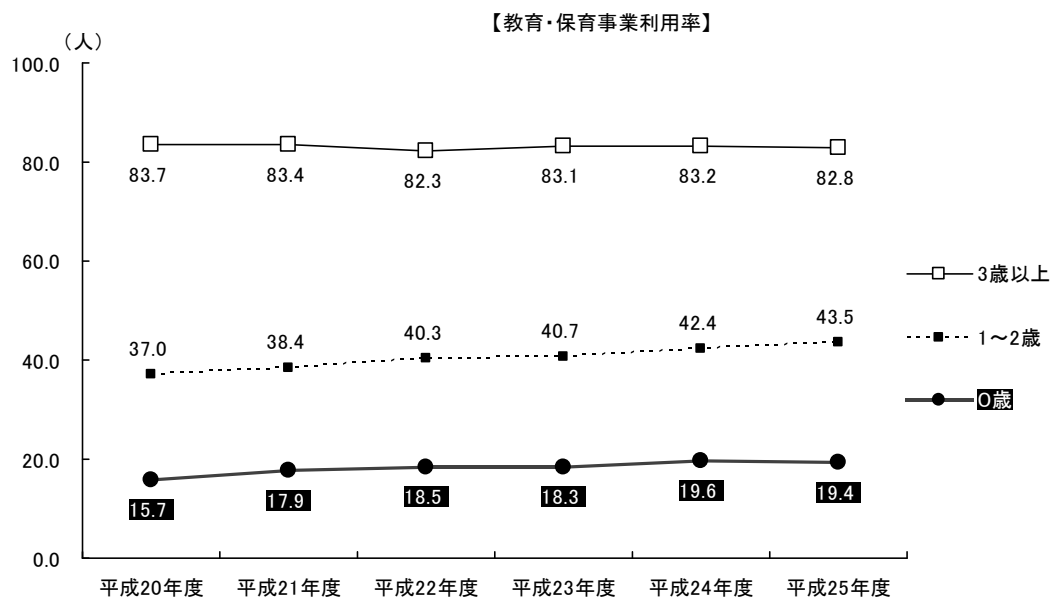
【0～5 歳】 (人)						
年度	0～5 歳の人口(A)	区内施設定員(B)	利用者計(C)	区内施設定員率 (B)／(A)	利用率(C)／(A)	認可保育園 申込み者数
平成 20 年度	10,580	5,767	5,916	54.5	55.9	4,004
平成 21 年度	10,572	5,832	5,957	55.2	56.3	4,181
平成 22 年度	10,794	6,036	6,053	55.9	56.1	4,310
平成 23 年度	10,909	6,280	6,198	57.6	56.8	4,363
平成 24 年度	10,957	6,355	6,356	58.0	58.0	4,543
平成 25 年度	11,083	6,403	6,431	57.8	58.0	4,777

【0 歳】 (人)						
年度	0 歳の人口(A)	区内施設定員(B)	利用者計(C)	区内施設定員率 (B)／(A)	利用率(C)／(A)	認可保育園 申込み者数
平成 20 年度	1,850	363	290	19.6	15.7	292
平成 21 年度	1,854	372	332	20.1	17.9	351
平成 22 年度	2,010	388	371	19.3	18.5	418
平成 23 年度	1,948	400	357	20.5	18.3	365
平成 24 年度	1,900	405	372	21.3	19.6	395
平成 25 年度	2,023	396	392	19.6	19.4	452

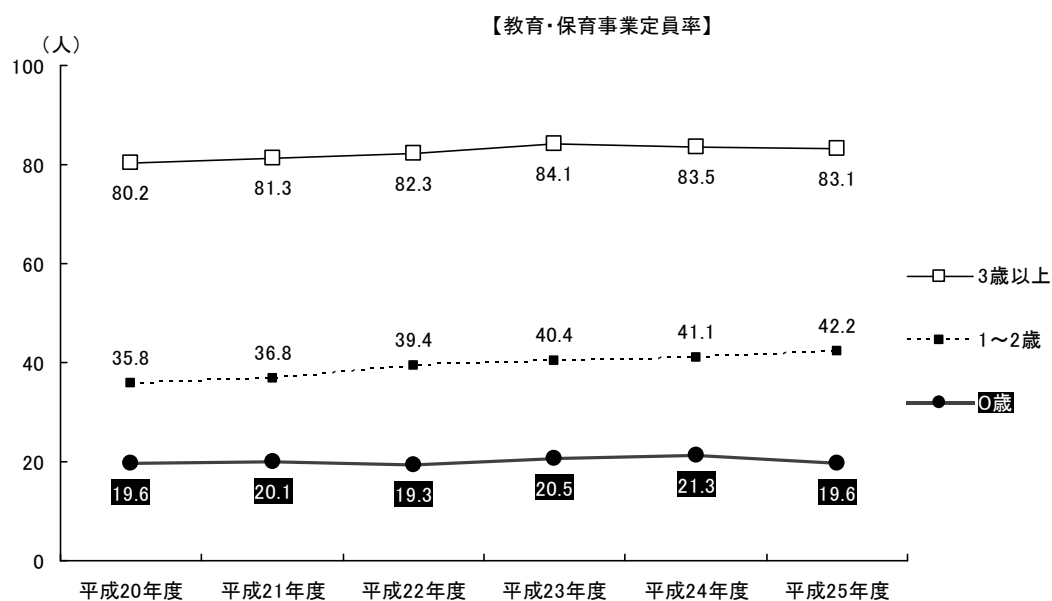
【1～2 歳】 (人)						
年度	1～2 歳の人口(A)	区内施設定員(B)	利用者計(C)	区内施設定員率 (B)／(A)	利用率(C)／(A)	認可保育園 申込み者数
平成 20 年度	3,601	1,290	1,334	35.8	37.0	1,409
平成 21 年度	3,656	1,347	1,404	36.8	38.4	1,496
平成 22 年度	3,683	1,452	1,486	39.4	40.3	1,516
平成 23 年度	3,790	1,533	1,544	40.4	40.7	1,565
平成 24 年度	3,800	1,560	1,610	41.1	42.4	1,669
平成 25 年度	3,726	1,574	1,621	42.2	43.5	1,728

【3 歳以上】 (人)						
年度	3～5 歳の人口(A)	区内施設定員(B)	利用者計(C)	区内施設定員率 (B)／(A)	利用率(C)／(A)	認可保育園 申込み者数
平成 20 年度	5,129	4,114	4,292	80.2	83.7	2,303
平成 21 年度	5,062	4,113	4,221	81.3	83.4	2,334
平成 22 年度	5,101	4,196	4,196	82.3	82.3	2,376
平成 23 年度	5,171	4,347	4,297	84.1	83.1	2,433
平成 24 年度	5,257	4,390	4,374	83.5	83.2	2,479
平成 25 年度	5,334	4,433	4,418	83.1	82.8	2,597

図表 12 児童数に占める教育・保育施設の利用率の推移

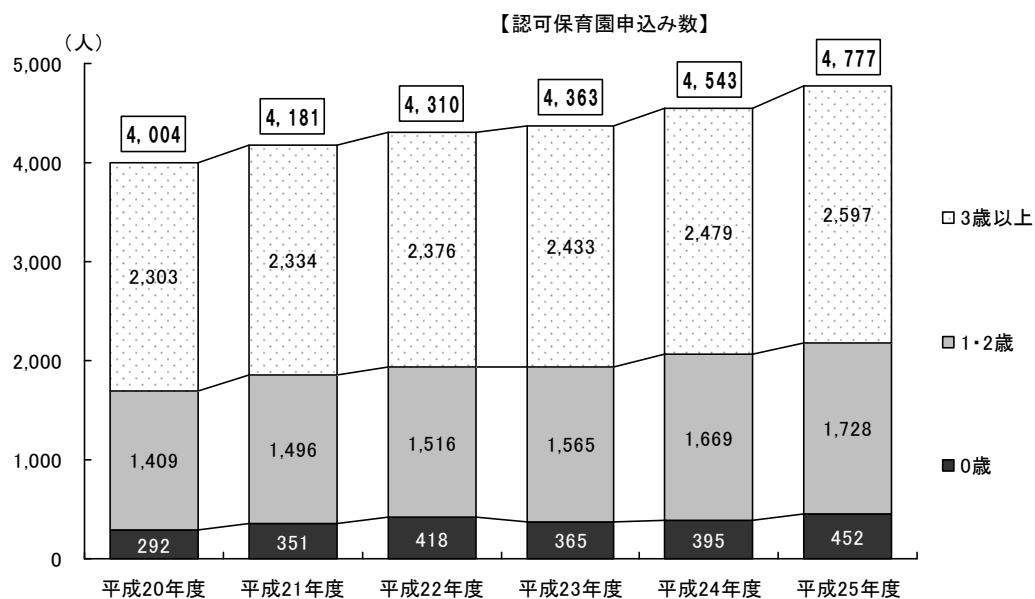


図表 13 児童数に占める教育・保育施設の定員率の推移

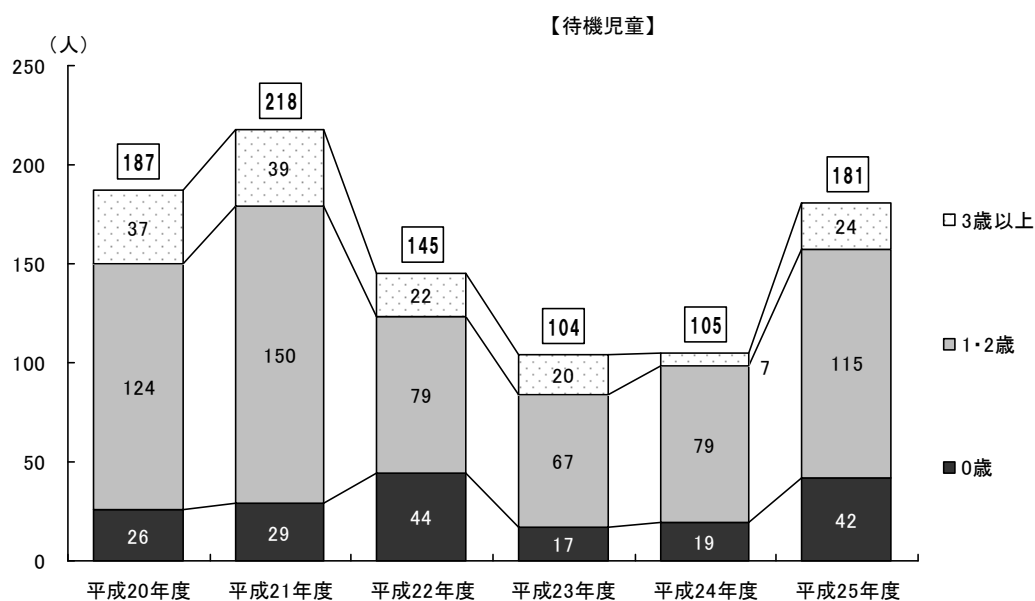


(3) 保育所待機児童数の推移

図表 14 認可保育園の申込み者数の推移

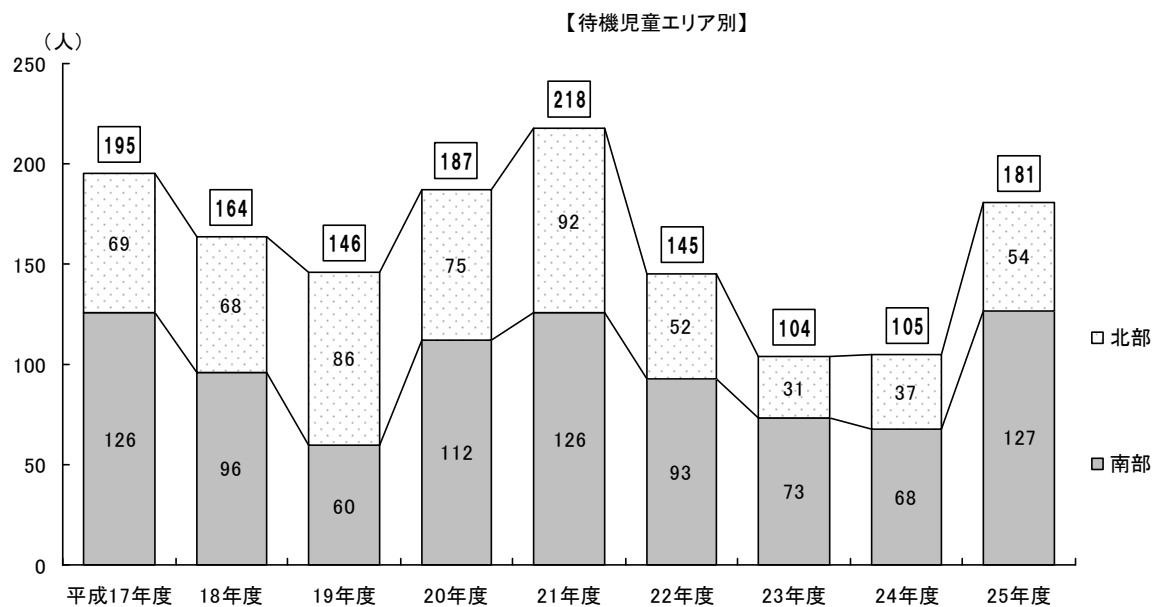


図表 15 待機児童の推移



※墨田区では育児休業中は待機児童に含めています。

図表 16 エリア別待機児童の状況



3 墨田区の教育・保育提供区域の考え方について（案）

（１）基本指針（案）における教育・保育提供区域

教育・保育提供区域の設定については基本指針（案）で以下のように示されています。

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、２の二の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、２の（二）の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下、「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。

＜ポイント＞第3回子ども・子育て会議（平成25年6月21日開催）により以下の点が加えられました。

- ・「保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定」

＜参考＞墨田区の日常生活圏域（介護保険事業計画）の考え方

介護基盤整備区域（日常生活圏域）は、身近な地域にさまざまなサービス拠点を整備し、たとえ要介護や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために取り入れられた考え方です。

墨田区では、「第3期介護保険事業計画」（平成18～20年度）において、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護保険サービス等を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案し、北十間川を境とした「北部」と「南部」の2つの圏域を介護基盤整備区域（日常生活圏域）として設定しました。あわせて、高齢者施策の実施にあたっては、8つの高齢者支援総合センター¹の担当地域を考慮して推進を図っています。

■第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）における介護基盤整備区域（日常生活圏域）

日常生活圏域名	町 名
北 部	向島、東向島、堤通、墨田、押上、京島、文花、八広、立花、東墨田
南 部	両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋、横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋、錦糸、太平、横川、業平

¹ 高齢者支援総合センター：

平成18年度に介護保険法第115条の45に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括支援センターが設置されました。墨田区では、平成23年4月から呼称を高齢者支援総合センターとしています。

（２）墨田区の子ども・子育て支援事業と教育・保育提供区域の考え方（案）

子ども・子育て支援事業の実施状況と区域の考え方として、以下のような考え方を想定しています。

	事業	実施状況	区域検討の考え方	教育・保育提供区域の案
1	教育・保育施設 （幼稚園、保育所、認定こども園）	区内の施設数 幼稚園：15 認可保育園：43	待機児童ゼロ・定員内保育の実現のため、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す	1～2 区域
2	地域型保育事業 （家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）		同上	1～2 区域
3	地域子ども・子育て支援事業			
(1)	利用者支援	（検討中）		
(2)	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	両国子育てひろば 文花子育てひろば	子どもと保護者が希望した地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す	2 区域
(3)	妊婦健診	（区内全域）	妊婦が自らの状況に応じて既存の医療機関を利用するため、区域を分ける必要性はない	区全域
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	（区内全域）	乳児がいる全ての家庭を対象とするため、区域を分ける必要性はない	区全域
(5)	養育支援訪問事業、その他要支援・要保護児童の支援に関する事業	（区内全域）	虐待等支援が必要な家庭を訪問するため、区域を分ける必要性はない	区全域
(6)	子育て短期支援事業	委託施設数 二葉乳児院 児童養護施設東京愛育苑向島学園	実施できる施設が限られているため、現在の設置数、設置箇所を実施することを基本として需要と供給のバランスを図る	区全域
(7)	ファミリー・サポート・センター事業	（区内全域） サポート会員：261 人 ファミリー会員：1234 人 両方会員：11 人	希望する地域、希望するタイミングで利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す	区全域

	事業	実施状況	区域検討の考え方	教育・保育 提供区域 の案
(8)	一時預かり事業	8 箇所で開催 (児童館を除く)	希望する地域で利用できる ように、子どもと保護者が 容易に移動可能な地域で利 用できる状態を目指す	1～2 区 域
(9)	延長保育事業	36 園で実施	希望する地域で利用できる ように、子どもと保護者が 容易に移動可能な地域で利 用できる状態を目指す	1～2 区 域
(10)	(病児・) 病後児保育事業	(施設型) 私立わらべみどり 保育園で実施 (訪問型) 墨田子育て支援ネ ット「はぐ(Hug)」で実施	現在の設置施設で実施する ことを基本として、需要と 供給のバランスを図る	1～2 区 域
(11)	放課後児童健全育成事業	学童クラブ 37 か所 (私立 5 か所含む)	対象児童が通学している小 学校区内で利用できる状態 を目指す	小 学 校 区

墨田区 保育園・幼稚園位置図

